

マージン率等に係る情報提供

株式会社ニッコン九州 熊本営業所

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

(対象：2025年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）)

記

- 1 令和8年6月1日付け派遣労働者数 20人
- 2 2025年度 派遣先事業所数（実数） 7件
- 3 2025年度 労働者派遣に関する料金の平均額 14,994円
(1日当たりの料金額（8時間労働として計算）)
- 4 2025年度 派遣労働者の賃金の額の平均額 11,231円
(1日当たりの賃金額（8時間労働として計算）)
- 5 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合
25.10%

6 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

キャリアコンサルティングの相談窓口 業務2係 係長 小熊 直也 TEL096-294-0233

訓練の内容	対象者	方法	実施主体	費用負担	賃金支給	1人当たりの平均実施時間
新規採用者訓練	派遣未経験者の新規採用者	OJT	派遣元	無償	有給	1時間
入職時教育訓練	当社で初めて派遣業務を行う方	OJT	派遣元	無償	有給	4時間
能力向上訓練	採用後1年経過後の希望者	OFF-JT	派遣元及び外部委託会社	無償	有給	7～8時間(実施内容により異なる)

7 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

弊社マージン部分については、法定福利費、教育訓練、年次有給休暇等弊社の運営経費等を含んだものです。

8 労使協定事項

対象者：派遣に従事する従業員に適用

有効期間：2026年4月1日～2027年3月31日